

八王子市デジタル地域通貨事業 加盟店規約

(趣旨)

第1条 本規約は、八王子市の発行するデジタル地域通貨における加盟店の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、同意した上で、デジタル地域通貨による対象商品の代金決済を利用するものとする。

2 加盟店は、本事業に参加するにあたり、本規約に同意をしたものとみなす。

(用語の定義)

第3条 本規約において利用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「加盟店」とは、本規約を承諾の上、八王子市に加盟を申込み、デジタル地域通貨の取り扱いを承認した店舗（事業所）等をいう。

(2) 「デジタル地域通貨」とは、八王子市が電磁的記録として発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段をいう。）のうち、本事業において、電子デジタル地域通貨として発行するものをいう。

(3) 「対象商品」とは、加盟店によって利用者に販売若しくは提供される商品又はサービスのうち、加盟店がデジタル地域通貨で決済した商品又はサービスをいう。

(4) 「利用者」とは、八王子市が別に定める「八王子市デジタル地域通貨事業利用規約」を承諾の上、デジタル地域通貨を加盟店で利用する者をいう。

(5) 「二次元コード」とは、デジタル地域通貨の利用に関し、二次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って八王子市が加盟店に発行し加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報やデジタル地域通貨取引に必要な情報記録したものをいう。

(6) 「消し込み」とは、利用者がデジタル地域通貨を加盟店で利用した際に、二次元コードを読み取ること等により、デジタル地域通貨を利用済み（減算）にすることをいう。

(7) 「アプリケーション」とは、利用者がスマートフォン端末等にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによってデジタル地域通貨を利用することができるソフトウェアであって、八王子市が提供するものをいう。

(8) 「デジタル地域通貨サービス」とは、八王子市が本規約に基づき提供する一切のサービスをいう。サービスの提供にあたり必要な事務手続については、八王子市が委託する事業者（八王子市デジタル地域通貨事務局）が行う。

(加盟店契約の締結)

第4条 加盟店を希望する者は、本規約に同意の上、八王子市所定の方法により加盟を申込みする。ただし、以下の掲げる事業者はデジタル地域通貨に加盟することができないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者

(2) 第15条に規定する反社会的勢力に該当する事業者

(3) その他(公序良俗等)の理由から八王子市が加盟店登録に適さないと判断した事業者

2 八王子市は、当該申込みにつき必要な審査を行い、登録を行う旨及び店舗識別番号等を加盟店に対して通知した時点で、八王子市並びに加盟店の間に本規約に基づく契約が成立したものとする。

3 加盟店希望者は八王子市に対して、申込み時に記載・入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとする。

(デジタル地域通貨取引)

第5条 加盟店は、対象商品の代金決済をデジタル地域通貨で行うことができる。

2 加盟店は、次の各号に定める措置を、八王子市が定める加盟店マニュアル等に従って講じる。

(1) 二次元コードをデジタル地域通貨の利用者に提示する。(ユーザースキャン方式の場合)

(2) デジタル地域通貨の利用者が提示する二次元コードを読み取るアプリケーションを予め準備する。(ストアスキャン方式の場合)

(3) 八王子市が送付した掲示物等の掲出をする。

3 デジタル地域通貨取引時、加盟店は次に定める事項を必ず確認する。

(1) デジタル地域通貨の利用画面

(2) デジタル地域通貨の利用金額

(3) 当該デジタル地域通貨取引にかかる加盟店名

(4) 利用者又は加盟店が決済ボタンを押した後の支払完了画面の決済金額、決済日時、加盟店名

4 前項第4号の情報が利用者又は加盟店のスマートフォン等に表示された場合、加盟店は商品等代金と決済金額が一致しているときは、直ちに対象商品の提供等を行う。

5 加盟店は、利用者からデジタル地域通貨使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、デジタル地域通貨による決済を行ってはならないものとする。

(1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、デジタル地域通貨による決済を求められた場合。

(2) 利用者から、二次元コードをキャプチャした画像、偽造又は変造された二次元コード

を提示された場合。

(3) 本アプリ（利用者）に登録されたデジタル地域通貨の名義人ではない者によりデジタル地域通貨使用取引の申込みを受けた場合。

(4) 八王子市から、デジタル地域通貨使用取引の中止を求められた場合。

6 加盟店は、第4項のデジタル地域通貨の減少をもって利用者との間の決済が完了したものととして取り扱う。

7 加盟店は、デジタル地域通貨取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできない。ただし、決済金額等、入力内容に誤りがある場合の修正又は取り消しは、双方合意のうえ行うこと。

8 加盟店と利用者間の決済等一切の取引について、八王子市は当事者、代理人、仲立人等にはならず、いかなる責任も負わない。

9 デジタル地域通貨利用後に、債務不履行、返品、瑕疵等の問題が生じた場合、八王子市は何らの義務又は責任を負わず、利用者加盟店との間で解決すること。

10 第3項に定める加盟店の確認不備等により、加盟店に損害が生じた場合、八王子市はその責任を負わない。

11 加盟店は、第2項に定める措置を実施するにあたり、次の行為を行ってはならない。

(1) 加盟店舗以外の場所でデジタル地域通貨の利用ができることを示すこと。

(2) 加盟店マニュアルで禁止されている措置を行うこと。

12 八王子市が、第2項に定める措置が不適切と認めた場合は、加盟店に対し速やかに是正を指示し、禁止等の措置を講じる。加盟店はこれに応じなければならない。

13 加盟店は、システムの通信障害時又は保守管理等の際に、デジタル地域通貨取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益又は機会損失等について八王子市は一切の責任を負わない。

(取扱店舗の表示)

第6条 加盟店は八王子市所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターなど）を提示又は表示するものとする。

(デジタル地域通貨の不正利用等)

第7条 加盟店は、利用者又は加盟店が決済ボタンを押した後の支払完了画面の決済金額、決済日時、加盟店名が表示されない場合若しくは表示内容に誤りがある場合には、利用者に対してデジタル地域通貨の取引を行ってはならない。

2 加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合の当該代金全額については、利用者加盟店の間で解決するものとし、八王子市は一切の責任を負わない。

3 八王子市がデジタル地域通貨の利用等に対して、調査等の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力すること。

(加盟店の遵守事項)

第8条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 加盟店は、加盟店の商号、屋号、名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス等の加盟店申込みに必要な情報が登録内容から変更した場合は、八王子市に報告し、登録内容の変更手続きを行うこと。

(2) 加盟店は、利用者からの対象商品に関する問合せ又は苦情等については、自己の責任において対応すること。

(3) 加盟店は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、資金決済に関する法律その他の法令又は規制に違反しないこと。

2 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 不正な方法でデジタル地域通貨を取得、利用させること。

(2) 利用者アカウント又はデジタル地域通貨を複製、偽造若しくはそれを知りながら利用させること。

(3) 詐欺等の犯罪の恐れがある行為

(4) 法令、裁判所の判決、命令又は行政措置に違反する行為

(5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為

(6) 八王子市又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上若しくは契約上の権利を侵害する行為

(7) 過度に暴力的な表現、性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿若しくは送信する行為

(8) 八王子市又は第三者になりすます行為若しくは虚偽の情報を流布させる行為

(9) デジタル地域通貨を八王子市所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為

(10) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為

(11) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為

(12) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を不正に収集、開示又は提供する行為

(13) 八王子市のサーバ又はネットワークシステムに支障を与える行為

(14) 事業の運営又は利用を妨害し、若しくはこれらに支障を与える行為

(15) その他八王子市が不相当と判断した行為

3 八王子市は、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を指示できるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならない。

(譲渡禁止等)

第9条 加盟店は、加盟店契約上の地位又は加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならない。

(アプリケーションの使用等)

第10条 加盟店は、アプリケーションを利用するために必要な通信機器等を自己の費用及び責任において準備する。アプリケーションの使用にあたっては、自己の費用責任において選択した電気通信サービスを経由してインターネットに接続すること。

2 加盟店は、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持すること。

3 加盟店は、アプリケーションを複製、修正、改変、解析、第三者に貸与又はその利用権の譲渡、若しくは処分等をしてはならない。

(精算)

第11条 八王子市が加盟店に対し支払うデジタル地域通貨取引に伴う精算代金は、八王子市が定める締切までに到着した取引データ(売上金額)を加盟店からの請求とみなし、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行う。

(デジタル地域通貨の利用停止)

第12条 加盟店が本規約に違反、又はその疑いがある場合、八王子市は本事業の全部若しくは一部について中止、中断等の措置、又は、デジタル地域通貨取引に係る精算金の全部若しくは一部の支払いを保留できる。この場合、八王子市は遅延損害金を支払う義務を負わない。

2 八王子市は、加盟店が本規約に違反、又は違反する恐れがあると判断した場合、加盟店に対し、資料の提出を求め調査等を行うことができる。

(守秘義務)

第13条 加盟店は、加盟店契約の内容及び加盟店契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知(ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知)を行うことを条件として、開示することができるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報

- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱い)

第 14 条 加盟店は、加盟店契約の履行及びデジタル地域通貨使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定義される意義を有するものとする。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとする。

2 加盟店が、加盟店契約の遂行又はデジタル地域通貨使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとする。

3 加盟店は、加盟店契約の履行又はデジタル地域通貨使用取引により取得した個人情報の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとする。

4 加盟店は、個人情報を、加盟店契約の履行又はデジタル地域通貨使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとする。

5 加盟店は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに八王子市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を八王子市と協議し、八王子市の指示により適切な措置を講じるものとする。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を八王子市に対し書面にて報告するとともに、八王子市と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとする。

6 加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、八王子市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は八王子市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとする。加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、八王子市が損害を被ったときは、八王子市に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- (3) 暴力団準構成員又は暴力団関係企業
 - (4) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - (5) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含む）を有する者
 - (6) その他前各号に準じる者
- 2 加盟店及び関係者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な権限を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含む。）又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、威力を用いて八王子市の信用を毀損し、又は八王子市の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 八王子市は、加盟店が前2項に定める事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく加盟店契約を解除することができる。
- 4 八王子市は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、当該解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わない。

（契約期間）

第16条 加盟店契約の有効期間は、加盟店契約が成立した日から精算が完了する日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、デジタル地域通貨サービスが理由の如何を問わず終了したときは、加盟店契約も当然に終了するものとする。また、この場合、加盟店契約の終了による損害の補償等を加盟店は八王子市に請求することはできないものとする。

（解約）

第17条 加盟店は、解約日の1ヶ月前までに、所定の方法により申し出をすることにより、加盟店契約を解約することができる。

2 八王子市は、解約日の1ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、加盟店契約を解約することができるものとする。

（加盟店契約の解除）

第18条 八王子市は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができる。

- (1) 遵守事項違反等、契約に抵触する内容が認められたとき。
- (2) 手形又は小切手の不渡り、支払停止、営業の取消、若しくは停止等の処分を受けたとき。

(3) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、又は競売等の申立てを受けたとき。

(4) 破産手続開始、再生手続開始等の申立てを受け又は自ら申し立てたとき。

(5) 前各号の事由及びその他加盟店契約を継続し難い事由が生じたとき。

2 前項の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を八王子市に一括して支払うとともに、八王子市に生じた損害を賠償しなければならない。

(契約終了後の措置)

第 19 条 加盟店契約が終了した場合、本サービスの利用を停止する。

(損害賠償)

第 20 条 加盟店が、本事業に係り八王子市に損害を与えた場合、その一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含む。）を直ちに八王子市に賠償する責任を負う。

2 加盟店は、加盟店と利用者との間で紛争が生じた場合にはすべて自らの費用と責任で処理解決する。これに関連して八王子市が損害を被った場合は、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負う。

(免責)

第 21 条 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、その他八王子市及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、八王子市並びに加盟店は、互いに何らの責任を負わない。

(規約の変更)

第 22 条 八王子市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがある。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約による。

(管轄)

第 23 条 デジタル地域通貨サービスに起因又は関連して加盟店と八王子市との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。